

瀬戸市消防本部訓令第 1 号

消防本部

消防署

瀬戸市消防署組織規程（昭和 6 1 年瀬戸市消防本部告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成 2 2 年 3 月 9 日

瀬戸市消防長 井上 勝

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
（副署長等） 第 9 条 法令に特別の定めがあるものを除くほか、消防長は、次の表の組織欄に掲げる組織にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置き、その職は、それぞれ同表の階級欄に掲げる階級をもって充て、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。				（副署長等） 第 9 条 法令に特別の定めがあるものを除くほか、消防長は、次の表の組織欄に掲げる組織にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置き、その職は、それぞれ同表の階級欄に掲げる階級をもって充て、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。			
組織	職名	階級	職務	組織	職名	階級	職務
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
グループ	<u>主幹、室長及び分署長</u>	消防司令長又は消防司令	副署長を補佐し、グループの分掌する事務事業の進行管理及びグループ内での協働体制等	グループ	<u>グループリーダー</u>	消防司令長又は消防司令	副署長を補佐し、グループの分掌する事務事業の進行管理及びグループ内での協働体制等

			を指揮調整する。				を指揮調整する。
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
2及び3 <省略>				2及び3 <省略>			

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。